

日本国内閣府とアメリカ合衆国国務省との間の 科学技術を通じたグローバル・イノベーション（GIST）イニシアティブ への協力に関する覚書

この覚書（以下、「本覚書」という。）は、「科学技術を通じたグローバル・イノベーション」（以下、「GIST」という。）イニシアティブに関する協力のため、日本国内閣府（以下、「CAO」という。）と米国国務省との間に、参加機関の海洋・国際環境科学局（以下、「OES」という。）を通じた協力パートナーシップを構築するものである。

I. 使命及び目的

CAO 及び OES（以下、個別に「一方」、総称して「双方」という。）は、日米の科学技術分野における起業家精神の連結性を深め、投資機会を拡大し、技術革新を促進するとの共通のコミットメントを認識する。双方は、GIST イニシアティブを活用して、イノベーション及び知識交換を促進し、科学、技術及び社会福祉の進歩に貢献する起業努力を促進する意図を有する。

GIST イニシアティブは、経済・開発課題に取り組むスタートアップソリューションを開発するために、ネットワーク作り、スキルビルディング、メンタリング、資金調達を通じて、若いイノベーターに力を与える意図を有する。2011 年以来、GIST は世界中の科学技術のイノベーターや起業家と関わり、競争、投資トレーニング、スタートアップトレーニング、双方向オンラインプログラムを通じて、スタートアップの成功を支援するためのトレーニングやリソースを提供してきた。

双方は、スタートアップベンチャーの起業及び事業拡大することを成功させるために援助することを共通の関心とし、次の事項に対する意図を有する。

II. パートナーシップの一般的範囲

双方は、GIST イニシアティブを通じて協力し、起業家が自らの事業を成功に向けて構築し、拡大することを支援する意図を有する。協力の可能性のある分野には、必要に応じて他の GIST イニシアティブのパートナーや国との協力を含め、共同主催の起業研修プログラムやイベントが含まれる。

双方は、相互に合意する条件及び利用可能な資金に従うことを条件として、本覚書に基づいて行われるそれぞれの活動の費用を負担する意図を有する。双方は、本覚書に基づいて行われる交流計画の活動に参加する要員の移動及び関連する後方支援（適当な場合には、J-1 査証に関する支援を提供することを含む。）を容易にする意図を有する。そのような活動の例には、ピッチ競技会、研修、ソーシャルメディアへの関与、科学技術の起業家や投資家に焦点を当てた活動が含まれる。

双方は、本覚書に基づく協力の他に本覚書に關係する事項について、具体的な方法を決定することができる。

III. 情報伝達及び促進

双方は、協力パートナーシップ及びその活動を支援するために、共同で作業し、適切な広報を調整する意図を有する。パートナーシップに言及する通信（及び/又は）プレスリリースは、双方によって書面で承認されなければならない。

IV. 資金及び法的効果

双方は、それぞれの国の法令に従い本覚書に基づく活動を実施する意図を有する。本覚書の下で実施される活動は、資金の拠出が可能である限りにおいて、拠出することができる。

本覚書は、国際法または国内法に基づく法的拘束力を持つことを意図したものではなく、いかなる第三者に対しても権利を創出するものではない。それは、協力パートナーシップの精神を期待し、双方が、その能力の最大限度まで、本覚書に述べられた目的を達成するよう努める意図を有する。

V. 期間

本覚書に基づく協力パートナーシップは、2024年4月に開始し、5年間継続することができる。

双方は、いつでも本覚書への参加を中止することができるが、いずれか一方の当事者は、30日前までに書面により他方の当事者に通知をするよう努めるべきである。

英語で署名する。

日本国 内閣府:

アメリカ合衆国 国務省:

藤吉 尚之
科学技術・イノベーション推進事務局
審議官

ジェニファー・リトルジョン
海洋・国際環境・科学局
国務次官補代理

場所: 東京

場所: ワシントン D.C.

日付: 2024年3月27日

日付: 2024年3月26日